

小松島市議会の会期等に関する条例（平成 25 年小松島市条例第 27 号）新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
<p>（定例日）</p> <p>第 2 条 法第 102 条の 2 第 6 項に基づく定例日は、次のとおりとする。ただし、定例日が小松島市の休日を定める条例（平成元年小松島市条例第 32 号）第 1 条第 1 項に規定する市の休日に当たる場合は、<u>その日後</u>においてその日に最も近い日を定例日とする。</p> <p>(1) 6 月 10 日</p> <p>(2) 9 月，12 月及び翌年 3 月の 5 日</p>	<p>（定例日）</p> <p>第 2 条 法第 102 条の 2 第 6 項に基づく定例日は、次のとおりとする。ただし、定例日が小松島市の休日を定める条例（平成元年小松島市条例第 32 号）第 1 条第 1 項に規定する市の休日に当たる場合は、<u>その日の前後</u>においてその日に最も近い日を定例日とする。</p> <p>(1) 6 月 10 日</p> <p>(2) 9 月，12 月及び翌年 3 月の 5 日</p>	<p>改正</p>